

令和7年度 第7回福島地方最低賃金審議会 議事録

日 時：令和7年10月6日(月)

10:30～11:30

場 所：福島第二地方合同庁舎3階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、元井、森谷

(労)塩澤、高橋、田崎、只野、松本

(使)安達、大内、金子、佐藤、鈴木

1 開 会

(会長) 皆様、おはようございます。

定刻となりましたので、これより令和7年度第7回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

2 定足数の確認

(会長) 事務局より定足数の確認をお願いします。

(補佐) 本日は、竹田委員からは御欠席の御連絡を受けており、元井委員からは少し遅れる旨の御連絡を受けておりますが、現在、3分の2以上となります13名の委員に御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

3 議 事

(会長) ありがとうございます。

本日は、議事に入る前に、事務局の方から御説明があるとのことですので、その説明から入りたいと思います。

では、事務局お願いいたします。

(基準部長) はい。福島労働局労働基準部長の綿貫でございます。

前回の議論の中で、地域別最低賃金との比較で特定最低賃金を考えるべきではないかという御意見をいただきました。その中で、まずは、特定最低賃金がどのようなものなのかということを、皆様に御承知おき頂いたう

えで、今後の審議を進めていく方がいいのではないかと考えて資料を作らせていただきました。この資料につきましては基本的に最低賃金決定要覧の中に記載されているものをまとめたものですので、これも併せて見ていただければ大変ありがたいと思っております。要覧の209ページからになります。こちらを見ていきながら御説明し、今後の議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず資料1ページでございます。最低賃金法がございまして、第1条に「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の向上、事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするもの」というところでございます。この上で、地域別最低賃金につきましては御議論いただき、1,033円で決めていただいたのですが、最低賃金法9条で「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障するため」すべての労働者に適用されるということです。一方、特定最低賃金につきましては、昭和56年の中央最低賃金審議会のところで、地域別最低賃金により金額水準の高い最低賃金を必要と認められるものに限定して設定されるということで、関係労使が労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から最低賃金を必要と認めるものについて、この産業別最低賃金を設定するということです。これは基幹的労働者を対象としている点で、地域別最低賃金とは異なるものとなっております。この中で、特定最低賃金と地域別最低賃金については、地域別最低賃金は先ほど申し上げたとおり、労働者の生活の安定を図るということに軸足を置かれているということですが、特定最低賃金は労働条件の向上または事業の公正な競争の確保の観点からこの特定最低賃金が設定されているということがポイントになるのではないかと思っています。

2ページ目でございます。福島県で決定されている特定最低賃金ということで5業種ございます。特定最低賃金の改正の要件の概要ということで、改正する場合の申出の要件は労働協約ケースが基幹的労働者の3分の1以上、労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全員の合意により行われる申出であることとなっております。公正競争ケースで、改正される場合の申出の要件ですが、適用される労働者又は使用者の概ね3分の1以上の合

意による申出が必要になるということです。

3ページ、特定最低賃金の歩みでございますけれども、皆様も御承知おきのとおり、昭和34年に単独法として最低賃金法が成立し、そのときに業者協定方式、いわゆる産業別最低賃金が決まったということです。見直しの視点といたしましては昭和56年の中央最低賃金審議会答申ということで、地域別最低賃金については全ての労働者に適用、産業別最低賃金については団体交渉の未成熟分野において団体交渉を補完するものとして、関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争を確保として最賃を整理されたもので、これがいわゆる労働協約ケース、公正競争ケースということで整理されたものです。

4ページ目でございます。これは特定最低賃金となるまでの経緯です。今までの審議会などの流れでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、①昭和61年の中央最低賃金審議会答申で労働協約ケースや公正競争ケースの新設・改正の要件が整理されたところでございます。②は公正競争ケースの整理をさせていただいたものですが、③平成10年12月中央最低賃金審議会の了解とございまして、ここで労使双方隔たりがあり、その主要な意見を明記させていただきました。④も平成14年中央最低賃金審議会了解とございまして、先ほど申し上げた隔たりがあった労使の主要な意見を明記させております。また、関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善項目を明記させていただいたものでございます。それを受け⑤平成18年12月27日に労働政策審議会において、産業別最低賃金についての労使の主張が対立する中で、今後の最低賃金制度の在り方について結論が一定のものが示されたということになっています。これを受け産業別最低賃金から特定最低賃金となり、国会において議論され今の最低賃金制度となっているところです。

5ページ目からはそれぞれの審議会での答申の状況をまとめさせていただいたものでございます。ここはポイントだけ御説明差し上げたいと思っております。4（1）労働協約ケースと公正競争ケースの必要性の要件ということで明記させていただいております。労働協約による賃金の最低額が当該産業に現に適用されている産業別最低賃金より高いときには、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されて

いる場合に該当するものとして取り扱うということになっています。公正競争ケースについては、当該産業別最低賃金の廃止により、各種の賃金格差の拡大等が予想されるものであるかどうか等も参考としながら、企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に、産業別最低賃金の設定に必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するということに決まっています。

6ページは平成4年ですが、公正競争ケースをまとめたものでございますので、ポイント整理だけですので、飛ばさせていただきます。

7ページ、平成10年中央最低賃金審議会の了解ですが、その中で、先ほど申し上げたとおり、労使での隔たりという御意見がございまして、次の8ページ、付記事項ということで使用者側からの意見、労働者側からの意見の表明がございました。これも先ほど申し上げた要覧の中に載っているものでございますが、使用者側の意見としては、現在の経済情勢から見ると、低成長、グローバル経済化等による大競争時代の到来により、産業活動面や雇用創出面等から、規制の緩和、労使の自主性発揮が強く求められており、活力ある経済・経営システムをいかに導入するかが問われている状況である。その中で産業別最低賃金は、これらの基本的な諸問題を抱えているとともに、地域別最低賃金審議会における審議の内容も曖昧かつ不透明な部分が多く、使用者側委員からも不満の声が出ている中で、法律をもって強制的に適用させることは問題であると御指摘いただいております。労働者側の方からは、産業別最低賃金は労働条件の向上や事業の公正競争確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の必要性が認められた産業について基幹的労働者を対象に設定してきたものであり、社会的なナショナルミニマムとしての地域別最低賃金とは性格を異にしており、最低賃金制度として屋上屋を重ねるものではないという御指摘をいただいております。

併せて10ページで、平成14年でこれが直近で中央最低賃金審議会了解でございますが、今かなり影響を持っている了解の内容でございますが、この中で、皆様にお伝えした方が良いかなと思っているのが、まずは産業別最低賃金制度の在り方については、時機をみて新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適当であるということ

と、また、2（1）①産業別最低賃金の決定、改正又は廃止に関する申出については、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であることから、この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において、話し合いを持つことが望ましいとなっており、この場だけでなく、それ以外の場でよく御議論をいただきたいということ、また、前回の労使協議の中で使用者側の方から御発言もあってありがたいと思っているのですが、（1）②必要性審議について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ検討するとありますと、前回の審議の場で方法の発言があったということです。

11ページでございますが、先ほど申し上げました平成10年のときの中賃の了解のときと同様に使用者側意見、労働者側意見が付記事項として記載されているものです。主なところを説明させてもらうと、使用者側意見として、労働条件の向上については、我が国の賃金水準は先進諸国の中でトップクラスであり、第三者の関与の下に継続すべき理由は乏しい。また公正競争の確保についても経済のグローバル化が進展する中、国内における事業の公正競争の確保はほとんど意味を失っており、基幹的労働者について通常の労働者以上の最低賃金を設定することは地域別最低賃金がある以上、最低賃金法第1条に照らしてそぐわないという御指摘をいただいているものです。併せて、最後のところで、地域、産業の実情を踏まえ、必要性の乏しい個別の産業別最低賃金については廃止、その他については引下げ又は凍結を含め柔軟に対応すべきであるという御指摘もいただいているところです。労働者側の意見といたしましては、地域別最低賃金がすべての労働者に適用される賃金の最低基準を、産業別最低賃金は産業別の基幹的労働者に適用される賃金の最低基準をそれぞれ決定するものであり、二つの制度が相互に補完しあいながら存在することで、最低賃金の実効性を高め賃金の下落の防止を図るとともに、賃金格差の是正を果たす役割を担っている。特に、最低賃金の対象者の賃金水準は、先進諸国の中でも決して十分ではないことを認識すべきである。その上で最後のところですが、産業別最低賃金として現行申出要件を維持し、今後は介護・福祉や医療の分野、交通運輸分野など第三次産業分野へ拡大するとともに、労働力の流

動化や雇用形態・就労形態の多様化に対応できるよう、現行制度の機能強化の観点に立って、産業別最低賃金を更に発展させるべきであるという御指摘をいただいているものです。

これを受けたて平成18年12月に労働条件審議会というものがございまして、これは、要覧の232ページあたりに載っておりますが、ここでまず、基本的な考え方として、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、安全網とは別の役割を果たすものとして、民事的なルールに改める必要があるということで取りまとめられているところです。具体的な内容については現在の制度上ですが、一定の事業又は職業について決定された最低賃金については、最低賃金法の罰則はないものとするということで民事効が決められたものです。また、最後のところでございますが、先ほど申し上げたような労使の意見も併せて、この中でも使用者側の一部から、産業別最低賃金の廃止に向けての議論は継続すべきであるという意見も出されているというところを御理解いただければありがたいと思います。

このような議論を踏まえまして、最低賃金の審議を進めていただければありがたないとともに、最後の13ページは、令和7年6月13日の閣議決定を載せているものでございますが、これはあくまでも地域別最低賃金のことでございまして、法定の3要素のデータに基づいて地方最低賃金について御利用いただく、これは地域別最低賃金でございますが、あくまでも地域別最低賃金で、大変ありがたいことに1,033円で答申いただいたところでございます。それと比較いたしまして、1ページ目に戻りますが、特定最低賃金については関係労使が労働条件の向上又は公正な競争の確保の観点から御議論をいただければありがたいということ、まずはこの整理をさせていただいて、この資料が審議の一助になればありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(会長) ありがとうございます。労働者側、使用者側、また公益委員の皆様、ただいまの事務局からの説明ですが、御意見や御質問などございますか。

(田崎委員) 田崎です。御説明ありがとうございました。

改めて特賃の必要性の審議というのは、地賃と混同してはいけない、し

っかりと分けた方がいいだろうということで、私は最賃1年目ですが、改めて勉強になりましたし、同じ認識が取れたと考えております。

そのうえで、これまで福島県では地域別最低賃金の引上げが着実に進む一方で、特定最低賃金については、必要性なしとされるケースも続いているという実態がございます。私たちとしましても、使用者側の御負担や人材確保の現実などを十分に理解したうえで、単に金額の引上げを目的とするものではございません。むしろ、今後の社会情勢の変化に強い福島県経済を作っていくために、産業ごとの課題や特徴を丁寧に共有する場が必要ではないかと、本日の説明からも感じた次第でございます。

例えば、県内の製造業、流通業、小売業などは、人手不足や若年層の流出、こういった課題が見られます。一方で、同業種間でも賃金や労働条件に差がある場合には、公正な競争を維持するという観点からも、特定最低賃金の枠組みをどのように生かしていくのかということも改めて整理する、そういった時期にも来ているのではないかと感じているところでございます。そのため、まずは、データを基に産業実態を丁寧に分析、共有できる仕組み作りが大切だと考えております。

今後、労働側としても賃金構造基本調査やそういったデータなど、客観的な資料を整理して、業種ごとの実態、傾向を分かりやすく示していきたいと考えているところでございます。

そのうえで、労使で共通認識を持ちながら必要性の有無をより的確に検討できる環境を整えていければと考えております。

それで、以前の話に戻りますが、他県では、必要性審議の段階から小委員会方式ですか専門部会方式、こういったものを設けて、特定の業種について実態把握、ヒアリングを行ったうえで、本審議会で報告、検討するといった、そういった運用もしていると聞いております。こうした方法も参考に、福島県でも議論をより実質的に、将来を見据えた形で進めていきたいと考えているところでございます。

そこで事務局にお願いしたいのですが、今後の審議の参考として、各県での、そういった小委員会、専門部会方式、こういった運用例、どの時期にそれらを立ち上げているのか、対象業種をどのように選定しているのか、そういった複数のパターンを整理、共有していただけないかと考えており

ます。

私たち労働者としましても、福島県の産業構造の変化や働く方々の実態をしっかりと把握しまして、データや現場の声を元に、建設的な議論が出来るよう努力して参りたいと考えております。そして、次回審議会では、労働者側からも追加のデータを示して参りたいと考えているところでございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

(会長) ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(森谷委員) 森谷です。御説明ありがとうございました。

私の方から、常々思っていたことなのですが、なぜ福島県でこの特定最低賃金の5業種が決められたのかというところが、ちょっとよくわからぬいところがあつて、決められた経緯ですとか、その辺の資料がもしあるのであれば、そういうしたものも見たうえで議論した方が良いのかなと思っているところでした。

当時、この5業種が特賃として必要だという議論がおそらく行われたと思われて、時間が経過する中でそういう意義が失われているのかどうかとか、そういうところを検証するということは意義のあることだと思っていて、一般的な、抽象的な設定の経緯は御説明いただいていると思いますが、福島県特有の、なぜこの5業種なのかというところの資料、無いのであれば仕方ありませんが、そういうものがあればと思った次第です。

(会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(安達委員) 説明ありがとうございました。制度の内容をよく理解できる資料で、ありがとうございました。

資料の10ページの、平成14年12月6日の了解ということで、基本的な考え方の赤字のところ、「産業別最低賃金制度の在り方については、時機をみて新たに検討の場を設け、中長期的な視点から更なる議論を深めることが適當である。」と書いてありますて、これは、14年以降、このような議論を審議会等でされているのかないのか、産業別最低賃金の在り方、使用者側の後ろの見解にも共通するところなのですが、制度自体がそもそも本当に必要なかどうか、使用者側と労働者側の考え方は隔たりがあつて平行線と考えておりますが、これは福島県の審議会の場で、必要

性の議論ではなくて、制度の在り方自体を議論して、国に対して法律の改正を求めるとか、そういうことをしたことがあるのかどうか、その辺り、もし事務局の方で情報等あれば教えていただければと思います。

(会長) 先ほど田崎委員からは小委員会方式または専門部会方式の具体的な設置についての状況の整理のお求めがあって、森谷委員からは、福島県の5業種がどういう経緯でなぜ定まっているのか、もし分かればという御要望、安達委員からは特質の在り方そのものについて、法改正を含めた要望等の事績はあるのかどうかということについてお訊ねがありました。

事務局からの回答をお願いします。

(室長) まず田崎委員からお話がありました、他局の小委員会方式のやり方、その辺のことは取りまとめをさせていただきたいと思います。

森谷委員からお話ありました、5業種の設定された経緯については、こちらに残っている資料等を確認したのですが、あまりにも古くて、どのように設定されたのかが分かるものは特に残っていないというのが実態でございました。

安達委員からのお話につきましては、確認いたしますので、次回までにお時間をいただければと思います。

(会長) ありがとうございます。他に御意見、御質問、御要望ございますでしょうか。

(橋本委員) はい。前にお伺いしたかもしれません、業種の話なのですが、資料39ページに福島県が出ておりますが、例えば福島県の計量器・測定機器等製造業の適用使用者数が53社とありますが、これは社名を特定できるのでしょうか。もし特定出来るデータがあるとすれば、我々は見ることが出来るのでしょうか。

(室長) はい。当然こちらとしてはデータで集めているものですので、特定されているものにはなるのですが、それをこちらで委員の皆様にお示しるべきなのかどうかというところは分かりませんので、検討させていただければと思います。

(橋本委員) その主旨というのは、それぞれ特定業種がこれですよと議論していますが、本当にその業種について議論しているのだろうかというところがありまして、使用者側、労働者側、お互いに推定するところの労働組合や労働

者、経営者から意見を聞いたりしているのでしょうかけれども、本当にピントが合っているのかというところは確認したいという意図があります。

(塩澤委員) 労働側としての合意署名の部分、例えば3分の1以上とか、40%、50%になっていくという署名の業種別には、電子部品や電気機械器具製造業に携わっているところからの合意なので、提出した書類はありますから、それは見ていただくことは問題ないと思っております。

最初の提出資料の中に社名は出ております。例えば、最低賃金の縁のファイルの資料の198ページにございます。

労働側は特定最低賃金の改正に対して申出を行っております。その申出の時に、例えば95ページくらいから申出書が付いていると思います。それをめくっていただいて、電子部品・デバイス・電子回路関係については198ページ、橋本委員がおっしゃっている内容で言うと、合意者数がどのくらいですか、会社名については、例えば1番上で言うと、1-1パナソニックインダストリー株式会社郡山事業所、そこには労働組合がありますから、労働者数を確認出来ている、また合意などの必要な書類は取っているという形になります。一方で、電気産業の労働者は3万人くらいますから、3分の1以上を確保するためには労働組合がない企業などにも御説明をしながら、合意を得ているというところがございます。例えば200ページ、会社名を出して大変申し訳ないのですが、(13)福島サンケン株式会社は労働組合がなくて、社員会がございますから、会社の代表者や総務部長さん等を含めて社員会代表の方ともお話をし、取り組みに理解を頂いているところについてはこういった形で合意をいただいております。

したがって、使用者側も労働局としても、計量器や電機については本省の方からデータが共有されていると思います。

(橋本委員) それは事務局の方では、例えば計量器の53社というのはこれとチェックしているのでしょうか。

(室長) 事務局としましては、元々持っているこちらのデータと申立てがあったデータを突合して、要件を満たしているかどうかを確認してこの場に臨んでおりますので、間違いなく要件を満たしているということになっております。

(橋本委員) それでは、労働者側の意見というのは53社の労働者の意向を代表しているということですね。

(塩澤委員) 我々は会社数や会社の代表者数の過半数ではなくて、適用労働者数の3分の1以上の合意を取っております。

例えば要覧の40ページ、福島県における電子部品等は527社あります。527社の使用者代表者の方々と話すことはありませんが、その下の2万9千人や、今年で言うと3万人くらいの3分の1以上の合意はもらっておりますので、必要性審議まで到着しているということになります。

(橋本委員) 使用者側はどうでしょうか。

(安達委員) 今のお話には、少し違うところがあると思います。例えば、一番少ないのは計量器53社で2,310人。今の塩澤委員の話だと申出があるのは6社くらいです。6社の方から同意を取っているということではないですね。

(塩澤委員) 会社の使用者側の同意ではありません。労働者の3分の1以上の合意を確保しているというのが申出の必要条件になります。

(安達委員) 3分の1だから、例えば2,310人の3分の1ということですよね。だから全員ではないということで良いですね。

(塩澤委員) 申出の条件に全員はありません。

(安達委員) それを橋本委員は確認したいのだと私は思いました。2,310人のどれだけを代表しているのかということではないのでしょうか。

(橋本委員) 2,310人が所属する労働組合ですか。

(塩澤委員) 労働組合は全部があるわけではありません。

(橋本委員) 労働組合か会社ですよね。

(塩澤委員) 申出をする最低条件の3分の1以上の合意確保はクリアしているので、今ここに協議の場としてあるということです。

(基準部長) 全員の了解を取る必要はございません。申出の要件を取っていることが労働者側のお話の内容になります。

それから、労働組合様から出している事業所数がありますが、我々のところでも事業所数を把握しているところがそれ以上ございますが、そこについては大変恐縮なのですが、個人情報になります。

(橋本委員) 把握しているというのは、例えば計量器で言うと53社以上あるということでしょうか。

(基準部長) 我々で把握しているのが53社で、もっと少ない数が労働組合様から御提案いただいているのですが、労働組合様の方で出されている企業以外のところの事業所名を出すということについては、法人も個人情報になりますので、事業所名を出すことについては、精査はしますが難しいのではないかと思います。

(高橋委員) 橋本委員が言われている内容がこういうことだと言うのであれば、例えば計量器ですと53社、2,311人。今回申出は770人の確認がとれてお出ししていますが、この審議会に我々が望む形としては、この2,311人の適用対象者に対して、対象となる金額を審議したいということでお話をさせていただいております。業種ごとにそれぞれ、我々のお出しした資料はその人数ですけれども、適用労働者数全体ですので、我々が関与していない皆さんにも波及される特定最低賃金ですので、我々が例えばこれより高いところで協定を結んでいるので、そこを目指してやっていきたいのですが、そこにまだいっていない皆さんもいらっしゃるので、そういうところにも波及して、皆が同じ産業の中で働く賃金としては、最低ここレベル以上ということで、やっていきたいというところがこの主旨であります。毎年この適用労働者数というのは、福島県でこの産業に関わるところで集計された人数ですので、その方たちのためにやっているというところでございます。

(橋本委員) それはわかります。

一方、経営者側は、例えば計量器は53社ありますが、その53社から意見をどれぐらいの割合で聞いているかというのはわかりますか。

(基準部長) おそらく使用者側も同じように、全部に聞くということは出来ないかと思いますので、当然今までの議論の中で使用者側もそれぞれのところから意見を聞いて、その代表として皆さん来ていただいておりますので、それでこの場で議論をしているということは、橋本委員も御理解いただいているところだと思います。

(橋本委員) 個人的に言うと、53社というのはどういう会社なのかわかればいいのですが。

(基準部長) 先ほどから申し上げているとおり、労働者側から出しているところもございますが、我々からのデータを出すということは、法人も個人情報でもございますので、名前を出すと不利に働く可能性、要はこういう協約をしないようなところだと思われる可能性もございます。

(橋本委員) 業種の概念だけで議論するというのはどうなのかなと思います。

(基準部長) 具体的な御議論については、使用者側が業界のそれぞれの使用者の方から意見を聞いてこの場で開陳しています。皆様の方からそれぞれの事業の代表する方とお話をされて、この場で御議論をいただいております。

(橋本委員) 労働者側はこうやって社名や労働組合の名前を出しています。

(基準部長) そこは了解をいただいているからです。

(橋本委員) 経営者側は了解いただけないのですか。

(佐藤委員) そもそも5業種の中で、非鉄金属や自動車小売関係は分かりやすいのですが、計量器関係、測定器、試験機、分析機器、電子デバイス関係は、その業種に属する会社が取り扱う製品については、時間の経緯と共に需要と供給の関係で変わってきているところが多いと思います。本当にこの業種の分類で該当するのかどうかも含めて、根本のところから検討していかなければいけないと思います。

(基準部長) もう1点でございますが、使用者側から企業名を出すことについては、もしかすると反対意見があり、この審議の場では必要性はありませんというようなことになっているのではないかと思われます。企業名を出すと、その企業が非難を受ける可能性がありますので、使用者側から具体的な企業名を出すことについては難しいと思います。

(大内委員) 私も数年前から審議会の委員に就任させていただいているのですが、橋本委員がおっしゃるように、どのような企業が、自分の仕事の関係だったらなんとなくこの会社はこっちの業種かなとか判断は出来るのですが、全く違う業種の中にどのような企業が含まれるのか、労働者側の提出していただいた資料を見るとある程度分かりますが、また、メインとする仕事により分類されると思うのですが、いろんな業種に関連するような仕事をされている会社はどこに分類されるのかとか、参考までにどのような企業が分類されているのかという資料があつたら、もう少し詳しく判断できるのではないかと思います。個人情報だということでしたが、調べれば公に出

ている資料もあると思います。ある程度、個人情報に当たらない程度の資料だったら何かしらあるのではないかと思います。

私も橋本委員がおっしゃるようにどのような企業がここに分類されているのか知りたいです。

(会長) 橋本委員のそもそもその御発言の意図を私なりに汲みますと、労働者側は資料によってどういう企業の組合があるところ・ないところについては、どのような従業委員団体、代表団体があって、そのところの適用労働者の3分の1を超える人の合意を得る形式をとって、審議の場につかれているということで、企業名もリストになっている。この5業種についての特定最低賃金の改正の必要性を主張するときに、その産業の内実がどういう状況であるかというお話をされている。対して使用者側は必要がないとおっしゃるときに、この産業のこういうところはもう十分だという議論ではなくて、そもそも特定最低賃金を別に定めるという、そもそも論から必要性の有無という意味では賛成できないとおっしゃっているから、橋本委員からすれば、この5業種の産業の内実について話されている方たちと、そもそも特賃を別に定めるということについて反対されている方たちの議論なので、かみ合っていないから、例えばどういう企業がここに含まれているかという企業名の言及があれば、その産業の特定最賃は改めて引き上げの必要がある・ないという議論になるのではないかという意味の御発言なのではないでしょうか。

(橋本委員) そうです。

(会長) なので、今ここで、50何社とか何千何百人などの代表制の厳密を取り合っているのではなくて、そういう産業のそれぞれの5業種の内実を踏まえた議論の上で、必要性の有無を考えませんかとおっしゃっているように私は理解いたしました。この整理でよろしいでしょうか。

(橋本委員) ありがとうございます。

(会長) それでは、今後の進め方の議論をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

今後の進め方につきまして、労使の皆様、御意見がありますか。

(田崎委員) 参考人の意見を聴取させていただきたいと考えております。

(会長) ただいま労働者側委員から、参考人聴取を希望する発言がございました

が、使用者側としてはいかがですか。

(佐藤委員) 参考人の意見聴取は必要ないと思っております。

(会長) 使用者側としては、参考人聴取の必要はないという御意見の表明でございます。労働者側のみ参考人の意見を聴いたうえで、審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、次回の審議会において、関係労働者の参考人聴取を実施し、審議することといたします。

改めて、小委員会方式、専門部会の具体的な設置についての資料のお求めがありましたので、これらについて、労働者側からの御依頼ですが、事務局で御準備をお願いできますでしょうか。

(室長) 次回の審議までに準備いたします。

(会長) では、次回の審議までに準備をお願いいたします。

4 今後の審議日程について

(会長) 今回は、事務局から必要性審議に入る前提である、特定最低賃金とは何かを説明いただきました。そのため、必要性の審議は後日にいたしまして、本日は、これで終了したいと思います。

今後の審議日程について、事務局から説明をお願いします。

(室長) 以前、メールでお知らせしていましたとおり、11月14日金曜日9時30分から本日と同じ3階会議室で開催させていただきます。

参考人聴取を実施することですので、参考人の推薦につきまして、10月27日（月）までの御推薦をよろしくお願ひいたします。

また、11月14日に結論がでなかった場合は、審議会を開催させていただきますが、その日程につきましては、調整のうえ、確定させていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、皆様には11月までの日程調整表を御提出いただいておりますが、12月分の御提出を御依頼させていただきますので、御提出いただきますようよろしくお願ひいたします。

(会長) ただいまの事務局からの説明のとおり、次回は11月14日9時30分からということですので、委員の皆様は日程の確保をお願いします。

その他、なにかご質問等ございますか。

(橋本委員) 今年は遅れていると思うのですが、この遅れのペースだと大体終わるのはいつ頃になるのでしょうか。年明けにも入りますか。

(室長) 12月の皆様の予定を確認したうえでのことになりますが、出来るだけ早めの日程で開催させていただきたいと思っております。10月11月の予定を確認させていただいたところ、皆様の日程がなかなか合わなくて、結局今日から11月14日まで1ヶ月以上間が開いてしまっているという状況もございまして、本当であればその間に審議会を入れて11月で終わるようになれば良かったのですが、皆様の都合が調整出来なかつたものですから、やむを得ず12月開催の調整をさせていただきたいと思っているところです。よろしくお願ひいたします。

5 閉 会

(会長) 他に何かございますか。

なければ、以上をもちまして、本日の審議会を閉会といたします。